

平成22年度第4回伊勢地区地域審議会会議概要

- 1 開催日時 平成22年8月27日(金)午後7時～午後8時40分
- 2 開催場所 伊勢市役所東庁舎4-2会議室
- 3 議事内容
 - 1 協議事項
○伊勢地区地域審議会の進め方について
 - 2 報告事項
○合併調整に伴う上下水道料金の改定について
○合併調整に伴う都市計画税の取扱いについて
- 4 出席委員 岡本忠佳委員、佐久間泰子委員、櫻井治男委員、杉田英男委員、竜田和代委員、前田政吉委員、馬瀬清美委員、山上智寛委員、村田典子委員
- 5 欠席委員 池田千恵美委員、浦田宗昭委員、小寺留男委員、中村基記委員、西山隆司委員、牧野幸也委員、山本幸正委員
- 6 出席職員 情報戦略局長、行政経営課長、行政経営課政策係員
- 7 議事概要

(1) 協議事項

○伊勢地区地域審議会の進め方について

(会長)

合併調整項目の中でも特に影響の大きい項目について、今後時期はわからないが地域審議会の意見を求められる。

伊勢地区地域審議会をどのように進めていくのかについて、相談しておきたい。特に市町村合併に伴う事柄について、意見をさせていただくことになるが、進め方として、

1. 意見を求められる毎に開催する
2. 審議会として、新市としての提言ができる

これまでは、地区それぞれでやり方が違い、小俣地区では、毎月勉強会を開き、合併調整項目を洗い出し、意見をしていた。また、二見、御園地区は、必要に応じて開いている。伊勢地区では、正規の審議会とミーティングとして月に1回ほど勉強や、諮問に対し、議論を行い、意見をまとめてきた。

去年は、他地区地域審議会の委員と交流、意見交換をさせていただいた。

進め方として、市長からの諮問ごとに関わるのか、委員として役割を果たすため知識を自ら高めていくのか、意見がほしい。

(委員)

他地区との交流会に参加したが、各委員が勉強されているように感じた。ミーティングなど続けていくほうがよい、審議会のみでは難しい。

(委員)

それぞれの地区に問題点があり、いろいろと勉強したいと考えている。伊勢市全体の様々な問題点を勉強したい。

(委員)

伊勢市の他審議会の委員でもあるため、他の審議会と同内容で並行して意見をまとめるときに、発言できる内容が制限されることも考えられる。ケーブルテレビの件、未調整項目であるが、それぞれでどのようになっているのか。

(会長)

地域審議会では、担当部署から現状どのようになっているのか、聞くことはできる。

(委員)

主体的になると、重複しないように他の審議会との調整も必要となるのでは。地域審議会に限定する事柄で整理が必要と思われる。前は、相対的なところでの議論であった。

(委員)

ミーティングの参加者が少なかった。一方で、1回の審議会で意見をまとめていいのとも感じる。参加者が集まるように考えていく必要がある。

(委員)

合併に伴う協議がたくさんあると聞いているが、市役所にはたくさんの会議があり、どこで、どのように協議されており、どのように流れているのか疑問である。それぞれ市民が勉強していかないといけない。地域審議会の位置づけが、市民に伝わっていないのでは。所属団体に持ち帰り、団体としての意見として持ち帰りたい。

(委員)

いつ審議が依頼されるのかわからない。期間が開いてしまうと、いきなり審議することも難しい、出席率の向上に対しては、日程調整の方法を考えては。

(委員)

ミーティングの中で様々に、知ることができた。参加に対しては、ある程度日程を決めてあると参加しやすい。

(委員)

早く情報提供が必要。

(会長)

今後審議が予定されているものについて、審議項目があるのであれば、理解を得るため、事前に勉強していくほうがいい。副会長と事務局とでどういう風に進めていくのか(案)をつくり、スケジュール的なものを考える。昨年、他地区との交流会を開いたが、呼びかけて課題の意見交換や交流も考えてみたい。

(2) 報告事項

○合併調整に伴う上下水道料金の改定について

合併調整に伴う上下水道料金の改定について、上下水道部より、資料に基づき報告がされた。

- ・上下水道料金の改定について、各地区自治区連合会、住民説明会、各地区地域審議会へ素案に基づき説明や報告を行い、各説明会等でいただいた意見を検討し、再度検討を行い、案としてまとめさせていただき、議会へ報告した。
- ・様々な意見をいただいた中で、料金を統一するにあたり、基本はこれまで説明を行った内容と同様であるが、経過措置として、激変緩和措置を講じることとした。9月議会へ条例改正案を提案し、平成23年度より統一としていきたい。

○合併調整に伴う都市計画税の取扱いについて

合併調整に伴う都市計画税の取扱いについて、情報戦略局より、資料に基づき報告がされた。

- ・都市計画税の取扱いについて、各地区自治区連合会、住民説明会、各地区地域審議会へ素案に基づき説明や報告を行い、各説明会等でいただいた意見を検討し、再度検討を行い、案としてまとめさせていただき、議会へ報告した。
- ・これまで説明を行ってきた内容で、9月議会へ条例改正案を提案し、議決を得た後に、周知を図り、平成23年1月に都市計画税の賦課を行い、同年4月より都市計画税の取り扱いについて、統一となる。

以上。